

# 国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

## 記

### 1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	登記 地目	数量 (㎡)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
「媒介業務の対象となる国有財産一覧表（令和6年度第1回）」のとおり							

(注) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している  
場合がある。

### 2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

### 3 媒介契約の型式

一般媒介契約(明示型)

### 4 媒介契約の契約期間

- (1) 契約締結の日から3ヶ月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。
- (2) 契約締結は、令和7年度予算の成立及び予算が執行可能となることを条件とする。

### 5 媒介契約の内容

一般媒介契約書(案)のとおり。

### 6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(4)に示すいずれかの方法により(2)あてに提出するものとする。

#### (1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証(写) 1部

(2) 申込書等の提出先

北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官

所在地:〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎10階

電話番号:011-709-2311 内線4467

(3) 提出期限

令和7年6月19日(木) 17時15分

(4) 提出方法

①持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分まで(土・日曜日及び祝日を除く。)とする。

②郵送による提出

郵送で申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法により、上記(3)の期限(必着)までに提出すること。

③上記①、②以外の方法による提出を希望する場合は、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官

所在地:〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎10階

電話番号:011-709-2311 内線4467

以上公告する。

令和7年3月21日

支出負担行為担当官

北海道財務局総務部長 遠藤 晃

## 媒介業務の対象となる国有財産一覧表（令和6年度第1回）

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m <sup>2</sup> )	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
2	札幌市南区定山溪温泉東4丁目310番20	宅地	174.49	－	二種住居	60/200	2,258,000
5	室蘭市母恋南町3丁目50番18、同番24、同番25、同番28	宅地・原野	3,186.67	－	一種住居	60/200	1,700,000
6	夕張市沼ノ沢43番4、同番5	宅地	1,218.67	－	二種住居	60/200	987,000
7	岩見沢市美園2条6丁目16番1	宅地	207.08	－	一種低層	40/60	2,280,000
8	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2	宅地	452.89	－	一種低層	40/60	4,890,000
9	岩見沢市美園2条7丁目33番2	宅地	300.25	－	一種低層	40/60	3,810,000
13	苫小牧市字樽前38番7	原野	871.53	－	調整区域	60/100	880,000
15	滝川市新町1丁目43番9、同番17	宅地	365.89	－	一種住居	60/200	1,330,000
16	滝川市緑町2丁目28番10、同番11	宅地	871.53	－	二種住居	60/200	8,370,000
17	深川市2条34番1	宅地	1,424.58	－	一種住居	60/200	8,830,000
18	深川市2条34番23	宅地	512.70	－	一種住居	60/200	2,510,000
19	深川市あけぼの町2095番51	宅地	378.40	－	一種低層	40/60	282,000
20	深川市あけぼの町2122番169	宅地	1,684.70	－	一種低層	40/60	1,060,000
21	夕張郡栗山町字継立159番1	宅地	439.20	－	指定なし	指定なし	1,360,000
23	雨竜郡沼田町南1条7丁目504番30、同番31	宅地	524.98	－	指定なし	指定なし	586,000
24	白老郡白老町緑丘1丁目2番17	原野	255.22	－	一種低層	40/60	1,240,000
25	白老郡白老町緑丘1丁目2番18	原野	250.21	－	一種低層	40/60	1,210,000
26	白老郡白老町緑丘1丁目2番19	原野	365.23	－	一種低層	40/60	1,710,000
27	白老郡白老町字森野789番1	雑種地	19,760.37	－	指定なし	指定なし	2,370,000
28	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番1	雑種地	641.71	－	指定なし	60/200	1,030,000

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m <sup>2</sup> )	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
29	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番2	雑種地	1,000.87	-	指定なし	60/200	1,490,000
30	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番3	雑種地	574.69	-	指定なし	60/200	904,000
31	函館市高松町65番4	雑種地	9,571.27	-	調整区域	50/100	24,900,000
32	函館市高松町246番1	雑種地	749.32	-	調整区域	50/100	980,000
34	函館市宮前町8番11	宅地	173.17	-	準工業	60/200	5,600,000
35	函館市山の手2丁目410番18	雑種地	2,525.42	-	一種低層	50/100	45,900,000
37	茅部郡鹿部町字鹿部146番4、同番7、 同番8	宅地	1,425.24	-	指定なし	指定なし	3,140,000
38	茅部郡森町字森川町283番1、同番 36、同番37	原野	8,971.55	-	指定なし	60/200	11,100,000
39	旭川市春光台2条4丁目11番5	宅地	378.21	-	一種低層	40/60	1,940,000
40	留萌市大町2丁目9番44	宅地	746.41	-	一種住居	60/200	1,140,000
42	留萌市沖見町6丁目4番2、同番3	宅地	733.56	-	一種低層 一種中高	40/60 60/200	1,530,000
43	留萌市沖見町6丁目17番9	宅地	470.88	-	一種低層	40/60	247,000
44	名寄市東4条北3丁目22番1	宅地	416.93	-	一種低層	50/80	1,330,000
45	釧路市大楽毛南4丁目5番3、同番4	宅地	17,002.43	-	二種中高	60/200	26,500,000
47	釧路市知人町167番4、191番	宅地・雑種地	10,139.02	-	工業専用	60/200	35,500,000
49	根室市花咲港411番1	宅地	294.73	-	準工業	60/200	796,000
50	厚岸郡浜中町浜中桜東7番1	宅地	2,380.08	-	指定なし	指定なし	3,240,000
51	川上郡標茶町旭3丁目2番2	宅地	1,792.95 建 514.48 延 514.48	木造 平屋建	二種中高	60/200	2,270,000
52	川上郡弟子屈町朝日2丁目126番14、 同番15、同番16	宅地	1,977.37	-	一種住居	60/200	3,750,000
53	川上郡弟子屈町中央1丁目117番9、 1004番	宅地	844.27	-	一種住居 商業	60/200 80/400	2,750,000
54	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番26	宅地	438.55	-	二種中高	60/200	962,000

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m <sup>2</sup> )	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
55	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番27	宅地	572.13	－	二種中高	60/200	1,520,000
56	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番28	宅地	493.52	－	二種中高	60/200	1,120,000
57	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番31	宅地	554.00	－	二種中高	60/200	945,000
58	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番32	宅地	307.15	－	二種中高	60/200	614,000
59	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番33	宅地	355.65	－	二種中高	60/200	419,000
60	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番34	宅地	460.09	－	二種中高	60/200	411,000
64	小樽市石山町67番3、同番13、同番16	宅地	626.76	－	一種住居	60/200	778,000
65	小樽市梅ヶ枝町6番22	宅地	311.19	－	一種中高	60/200	211,000
66	小樽市真栄2丁目22番7、同番59	宅地	318.95	－	一種中高	60/200	596,000
68	北見市朝日町48番16、同番186、同番571、同番572、同番585、68番15、同番16、同番17	宅地	6,785.89	－	一種住居	60/200	59,400,000
69	北見市東相内町1078番、1079番	宅地	737.18	－	一種住居	60/200	3,430,000
70	網走市大曲1丁目143番1、同番2	宅地	1,007.97	－	準工業	60/200	7,150,000
71	網走市桂町2丁目60番6、同番14、同番21、同番22	宅地	1,456.86	－	二種中高	60/200	3,360,000
72	紋別郡遠軽町寿町18番5	宅地	1,129.11	－	一種住居	60/200	5,060,000

※上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合があります。

※物件に関する詳細は、ホームページに掲載されている物件調書を御確認ください。

※この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています（記載事項は、掲載時点のものです。）。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層  
 第二種低層住居専用地域・・・二種低層  
 第一種中高層住居専用地域・・・一種中高  
 第二種中高層住居専用地域・・・二種中高  
 第一種住居地域・・・・・・・・一種住居  
 第二種住居地域・・・・・・・・二種住居  
 田園住居地域・・・・・・・・田園住居

準住居地域・・・・・・・・準住居  
 近隣商業地域・・・・・・・・近隣商業  
 商業地域・・・・・・・・商業  
 準工業地域・・・・・・・・準工業  
 工業地域・・・・・・・・工業  
 工業専用地域・・・・・・・・工業専用  
 用途地域の定めなし・・指定なし

（ただし、都市計画区域が市街化調整区域である場合は「調整区域」と記載しています。）